

# 外国人採用で 大事な3つのポイント

3 POINTS

旭川市内で外国人を受け入れる事業者は、今後ますます増えていくことが予想されます。そこで、いざ「外国人を採用したい」と思ったときに押さえておきたい3つのポイントをご紹介します。外国人の雇用は難しく思われがちですが、基本を知っておくとスムーズに進められます。

具体的に  
どう見つければ  
いいの？

在留資格って  
よく聞くけど何？

外国人は  
すぐに辞めるって  
ホント？

1

## 在留資格の基本を知る



外国人雇用と日本人雇用における一番の違いは、在留資格の有無です。事業者は在留資格の基本をしっかりと理解し、その資格で認められている仕事の範囲を把握しましょう。

2

## 具体的な採用方法を知る



受け入れるまでの期間やコスト、採用方法などは在留資格によってさまざまです。それぞれの特徴を理解して採用活動を進めましょう。

3

## 社内環境を整えて迎え入れる



言語や文化、習慣の違いから、外国人が日本人と異なる考え方や常識を持っているのは当たり前。外国人の採用を検討する際、職場環境の整備に取り組むことも重要です。受け入れた後のことを事前に考え、準備をすることが外国人の定着と活躍に繋がります。

## 主な在留資格

	技術・人文知識・国際業務	特定技能 <sup>※1</sup>	技能実習	身分・地位に基づく在留資格 <sup>※2</sup>
従事できる業務	専門的な知識または技術を必要とする業務	特定の分野での単純労働を含む幅広い業務	外国人技能実習機構が認定した職種・作業	自由
職種の例	ITのエンジニア、翻訳・通訳、設計、営業職など	宿泊施設でのフロント業務、飲食店での調理・接客、バス・トラックの運転手など	総菜加工作業、介護業務、建設現場での作業など	在留資格によって異なる
在留期間	5年、3年、1年又は3か月 更新すれば継続的に就労可能	1号：1年ごと更新 通算5年 2号：3年、1年又は6か月 更新すれば継続的に就労可能 ※試験を経て2号に移行	最長5年 1号：1年 2号：2年 3号：2年 ※来日時は1号	在留資格によって異なる
日本語能力の目安	日本語能力試験 N2～N1	日本語能力試験 N4以上	日本語能力試験 N5～N4	日本語能力試験 N5～N1
家族帯同	可	1号：不可 2号：可	不可	可
国内から？ 国外から？	国内外	国内外	国外	国内
採用方法	求人広告、人材紹介会社など	登録支援機関、求人広告、人材紹介会社など	監理団体	求人広告、人材紹介会社など

※1：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業（2025年7月現在）。随時、分野の追加・見直しが行われます。 ※2：永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等

Check!

・ 技能実習制度が解消され、新たに育成就労制度が創設されます ・

出入国管理及び難民認定法等の改正により、技能実習制度が解消され、新たに育成就労制度が創設されます。現在、育成就労制度の詳細（受入分野、受入条件、本人の日本語能力、転職条件等）や、技能実習に関する経過措置に関して、検討が行われています。現時点では2027年に法改正が施行される予定です。

ちなみに…

## 在留資格「留学」でのアルバイトについて

アルバイト先が風俗営業または風俗関係営業が含まれている営業所に係る場所でないことを条件に、日本の教育機関に在籍する外国人留学生をアルバイト（資格外活動許可）として採用することが可能です。

活動制限：1週間あたり28時間以内

ここがポイント!

アルバイトを掛け持ちしている場合、活動制限となる28時間は勤務時間の合計で判断します。違反すると雇用主にも罰則があります。